

新型能動方式への移行及び FRT 要件に対する

認証上の対応の考え方について

平成 23 年 9 月
一般財団法人電気安全環境研究所
研究事業センター

1. 従来型能動方式の認証申込み(更新を含む)の打ち切りの考え方

- (1) 連系実績(台数・容量)の多い区分(種類・容量)から段階的に新規申込みを打ち切ります。
- (2) 具体的には、分散型電源の種類区分としては、単相の太陽光発電システム用から、また容量の区分としては、3 kW、6 kW、10 kW ごとに区分し、3-6 kW の区分から打ち切ることとします。
- (3) 打ち切るタイミングとしては、3-6 kW の区分については、新型能動方式の統一のための規格(JEM 規格)の公表後速やかに打ち切りの方針を明らかにした上で、概ね 1 年程度の経過期間を経て打ち切ることとします。
- (4) その他の種類・区分の申込みについては、単相の太陽光発電システム用 3-6 kW の区分の申込みを打ち切った後、概ね 2 年以内を目途に順次打ち切ることとします。(試験方法の決まっている単相の太陽光発電システム用 3 kW までの区分の申込みを先に打ち切ることとします。試験方法が未確立のものについては、試験設備の整備と併せそれまでに間に合うように対応します。)

2. FRT 要件(瞬時電圧低下)の要求の考え方について(太陽光のみ適用)

- (1) 新型能動方式については、別途お諮りしている多数台連系の試験方法(認証基準)のとおり、最低限暫定基準を満たしたものでないと認証できません。
- (2) 現行の試験方法(単機)については、従来型能動方式の認証申込みを打ち切るまでの間に認証されるものの市場への出荷期限を適切に管理できるようにするために、JET 業務規程第 12 条に定める有効期間の考え方を見直すこととします。
- (3) 具体的には、系統連系規程改正案第 2 節 2-1 の 1. (2)a. に定められている期限に合わせて、平成 23 年 10 月 1 日以降に認証申込み(更新を含む)が行われる太陽光発電システム用のものについて、認証有効年月日を一律以下のとおりにします。
 - ① 単相で 3 kW 以上 10 kW 未満のもの：平成 27 年 3 月 31 日
 - ② その他のもの(単相で 3 kW 未満のもの及び単相で 10 kW 以上のもの並びに三相のもの)：認証日を含む 5 年間の最終日又は平成 29 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日
- (4) 新型能動方式であって、最終基準ではなく暫定基準で認証されたものについても、認証有効年月日を認証日を含む 5 年間の最終日又は平成 29 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日とします。

以 上

認証有効期間の考え方

		年度								
		平成22年 H23/4	平成23年 H24/4	平成24年 H25/4	平成25年度 H26/4	平成26年 H27/4	平成27年 H28/4	平成28年 H29/4	平成29年 H30/4	平成30年 以降
・単相で3kW以上であり 10kW未満のもの	PV用単機認証 (平成23年9月30日 までの受付分)	● → 5年間								
	PV用単機認証 (平成23年10月1日 からの受付分)	● → 平成26年度末(平成27年3月31日)まで								
	PV用多数台認証 (FRT暫定対応)	● → 5年間又は 平成28年度末(平成29年3月31日)までのいずれか早い方								
	PV用多数台認証 (FRT最終対応)	● → 5年間 更新5年 ⇨								
・単相で3kW未満のもの ・単相で10kW以上のもの ・三相のもの	PV用単機認証 (平成23年9月30日 までの受付分)	● → 5年間								
	PV用単機認証 (平成23年10月1日 からの受付分)	● → 5年間又は 平成28年度末(平成29年3月31日)までのいずれか早い方								
		● →								

運用見直し;平成23年10月1日

● は認証取得時期の例を示しています。申し込み時期ではありません。
➡ は認証品の製造期限を示しています。

多数台認証基準は、新型能動方式とFRTの両方を適用いたします。